

研究活動上の不正行為の防止等の運営・管理体制の概要

(公立大学法人岩手県立大学における研究活動上の不正行為の防止に関する規程)

対象とする不正行為

- ・論文等の捏造、改ざん、盗用
- ・研究費の不正使用

対象者(職員等)

- ・教職員、研究員、学生、研究生

《不正調査等》

《責任体制》

最高管理責任者 【学長】

- ・研究活動上の不正行為の防止等に関する最終責任

統括管理責任者 【副学長(学術研究)】

- ・研究活動上の不正行為の防止に関する全体統括

統括管理責任者 【副学長(総務担当)】

- ・研究費の不正使用の防止等に関する全体統括

部局責任者(研究倫理推進責任者) 【本部長、学部長等、室長】

- ・研究活動上の不正行為の防止等に関する責任

職員等

通報窓口:学外 【弁護士】

通報窓口:学内 【総務室】 【宮古事務局】

予備調査委員会 【統括管理責任者が設置】

- ・予備調査の実施

調査委員会 【統括管理責任者が設置】

- ・本調査の実施

《不正防止・監査体制》

不正防止計画推進部署 【研究・地域連携本部】

- ・不正防止計画の推進

内部監査部門 【最高管理責任者が指名】

- ・財務情報のチェック、体制不備の検証

連携 / 連携

会計監査人

監事